

第二号様式（第六条関係）（日本産業規格A列4番）

認定通知書
（新築 / 増築・改築）

認定番号 R 2彦根認第14号
認定年月日 令和2年(2020年)5月13日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

橋本不動産株式会社
代表取締役 橋本 達雄 様

彦根市長 大久保 貴



長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第1項
第2項
第3項の規定に基づき申請のあった長期優

良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規定に基づき通知します。

- 申請年月日 令和2年(2020年)5月7日
- 申請者の住所 滋賀県守山市梅田町15番9号
- 認定に係る住宅の位置 滋賀県彦根市東沼波町字堀ノ下565-18
- 認定に係る住宅の構造 構造：木造
床面積の合計：89.01㎡
- 工事種別 新築

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(注) 認定長期優良住宅の建築に係る工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書を提出してください。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

(新築 / 増築・改築)

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄 様

一般財団法人滋賀県建築住宅センター
理事長 我 孫 子 三 男

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 住宅の位置 滋賀県彦根市東沼波町字堀ノ下565-18
2. 住宅又は建築物の名称 東沼波29号地 新築工事
3. 住宅の建て方 一戸建ての住宅
4. 工事種別 新築
5. 認定申請先の所管行政庁名 彦根市長
6. 適合することを確認した認定基準の区分
- 法第6条第1項第1号関係 (長期使用構造等)
 - 法第2条第4項第1号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第2条第4項第1号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
(免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合)
 - 免震建築物 耐震等級2 耐震等級3)
 - 法第2条第4項第2号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第3号関係 (維持保全を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第4号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第2条第4項第4号関係 (エネルギーの使用の効率性)
 - 法第6条第1項第2号関係 (住宅の規模)
 - 法第6条第1項第3号関係 (居住環境の維持及び向上への配慮)
 - 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)
 - 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係 (資金計画)

技術的審査依頼年月日	2020年4月16日
認定申請予定日	2020年5月14日
建築工事着手予定年月日	2020年5月15日
適合証交付年月日	2020年4月30日
適合証交付番号	036-51-2020-1-1-00023
審査員氏名	長谷川 麻佳

認定申請書

（新築）増築・改築

令和 2年 5月 7日

彦根市長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地 滋賀県守山市梅田町15番9号
申請者の氏名又は名称 橋本不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役 橋本 達雄 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第1項）の規定に基づき、長期優良住宅

第2項

第3項

建築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないで下さい。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

- この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
- 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
- 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 法第5条第1項及び第3項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第一面、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。
- 法第5条第2項の規定に基づく共同住宅等に係る申請にあつては、第一面及び第三面を申請に係る住戸ごとに作成し、第二面及び第四面については、同時に申請する申請書のうちいずれかの申請書について作成し、他の申請書についてはこれらの面の作成を省略することができます。

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1・建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	滋賀県彦根市東沼波町字堀ノ下565-18			
【2. 敷地面積】	150.18 m ²			
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築・改築		
【4. 建築面積】	47.61 m ²			
【5. 床面積の合計】	89.01 m ²			
【6. 建て方】	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建ての住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅等		
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	1 階	45.13 m ²	2 階	43.88 m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体		戸	
	認定申請対象住戸		戸	
【7. 建築物の高さ等】				
【最高の高さ】	8.264 m			
【最高の軒の高さ】	6.190 m			
【階数】	(地上)	2 階	(地下)	階
【8. 構造】	木造 一部 造			
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による			
【10. 確認の特例】				
	法第6条第2項の規程による申出の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れて下さい。
- 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れて下さい。
- この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2・建築後の住宅の維持保全の方法の概要

維持保全の期間：30年
維持保全の方法：別紙、維持保全計画書参照
定期点検実施予定者：橋本不動産株式会社（所在地：滋賀県守山市梅田町15番9号）

3・住宅の建築に係る資金計画

建築に要する費用：約2,000万円（税抜）

4・住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着手の予定年月日] 令和 2 年 5 月 15 日

[建築に関する工事の完了の予定年月日] 令和 2 年 9 月 15 日

5・譲受人の決定の予定時期 令和 3 年 5 月

(注意)

- 1・3欄には、建築に要する費用の概算額を記載して下さい。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載して下さい。
- 2・この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

委任状

【代理人】

【資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第193314号
【氏名】 赤松 信広
【建築士事務所】 (一級) 建築士事務所 (滋賀県) 知事登録 第ホー1378号
橋本不動産株式会社 一級建築士事務所
【郵便番号】 524-0037
【所在地】 滋賀県守山市梅田町15番9号
【電話番号】 077-514-0306

上記の者を代理人と定め、下記の建築物について建築に関する法令の規定による申請手続きを委任する。

- 【1. 地名地番】 滋賀県彦根市東沼波町字堀ノ下565-18
【2. 主要用途】 一戸建ての住宅
【3. 工事種別】 新築
【1. 委任事項】 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る一切の権限

令和2年 5月 5 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】 ハシモトツウジカブシカイシャ ダイヒョウトリシヤク ハシモト タツオ
【氏名】 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本 達雄
【郵便番号】 524-0037
【住所】 滋賀県守山市梅田町15番9号



維持保全計画（30年間）

点検部位		主な点検項目	点検の時期(竣工時より)	定期的な手入れなど	更新・取替の時期、内容
構造躯体	基礎	コンクリート基礎立上り	10年点検 20、30年(自主点検)★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	土台	土台	5年点検 10、20、30年(自主点検)★	5年で防蟻・防蟻処理	建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	床組	大引、床版、鋼製束	10年点検 20、30年(自主点検)	大引:5年で防蟻防蟻処理	建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	軸組	柱、間柱、筋かい、耐力壁(ハーティカルポート)、胴差	10年点検 20、30年(自主点検)★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	小屋組	垂木、母屋、棟木、小屋束	10年点検 20、30年(自主点検)★		建替え時に更新 10年時以降は案内書送付
	屋根	ガルバリウム鋼板	2年点検 10、20、30年(自主点検)★	10年ごとに塗替え検討	30年で全面葺替えを検討
	外壁	窯業系サイディング	2年点検 10、20、30年(自主点検)★	10年でトップコート吹替	20年で全面補修を検討 30年で全面貼替を検討
	雨樋	雨樋	2年点検 10、20、30年(自主点検)★		20年で全面取替えを検討
	軒裏	軒裏天井	2年点検 10、20、30年(自主点検)★		30年で全面取替えを検討
	開口部	屋外に面する開口部	2年点検 10、20、30年(自主点検)★	10年ごとに金具など交換	30年で全面取替えを検討
設備	バルコニー	FRPバルコニー・アルミバルコニー	2年点検 10、20、30年(自主点検)★		不具合発見次第補修を検討
	設備配管	給水管・給湯管	2年点検 10、20、30年(自主点検)★	10年ごとに補修 水漏れは直ちに補修	20年で全面取替えを検討
		排水管	2年点検 10、20、30年(自主点検)★	10年ごとに補修 水漏れは直ちに補修	20年で全面取替えを検討

留意事項など

- ★印については、地震時や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- 各点検において、劣化の状況などに応じて適宜維持保全の方法について見直すものとする。
- 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。
- 点検の結果をふまえ、必要に応じて調査・修繕または改良を行うものとする。